

に～よん貯筋通帳交付事業実施マニュアル

令和 8 年 4 月 23 日制定

この実施マニュアルは、「に～よん貯筋通帳交付事業実施要領（以下「要領」という。）第 10 条に基づき、に～よん貯筋通帳（以下「通帳」という。）の運用に必要な事項を定めるものとする。

1 通帳の交付

通帳の交付申し出があった場合、申出者が当該年度末時点で 40 歳以上であることを確認し、交付する際には、申出者により通帳の名前欄に氏名を記載してもらう（以下「通帳利用者」という。）。)

2 在庫の管理

通帳の在庫管理については、要領第 3 条に規定する配付拠点ごとに行う。

所定のイベントにて配付を行う場合は、西淀川区保健福祉課健康推進グループがイベント主催者に通帳を交付する。イベント終了後、イベント主催者から配付数の報告並びに未交付の通帳の返還を受ける。

3 所定のイベント

西淀川区内で開催し、フレイルを予防、健康寿命（自立して生活できる期間）を延ばすことを目的とするイベントのうち、西淀川区役所保健主幹が定めるものとする

4 に～えん（ポイント）の付与確認

要領第 6 条別表 2 に規定する活動内容について次のとおり定める

① 毎日の筋トレ運動

通帳「①筋トレ」欄について、「○」の記載があるものについて、1 に～えんのポイントを付与する。

② 1 日の目標歩数の達成

- ・はじめに年齢を確認する。
- ・活動日時点で年齢が 40 歳以上 64 歳以下の通帳利用者については、8,000 歩以上であることを確認する。
- ・活動日時点で年齢が 65 歳以上の通帳利用者については、6,000 歩以上であることを確認する。
- ・上記の歩数を達成した日について、通帳利用者が利用する歩数アプリで歩数を確認する

- ・歩数アプリにより確認できた日に対し、10 に～えんのポイントを付与する。

③ 所定のイベント活動参加

通帳のイベント参加記録に記載の日と貼付のシールを確認し、10 に～えんのポイントを付与する。

ただし、ポイント付与は1 イベントに対し1 回とし、1 日2 イベントを上限とする。

上記①～③について、確認できた場合は、「今月の獲得ポイント」欄に合計数を記載する。

5 に～えん（ポイント）の利用

「今月の獲得ポイント」数が200 に～えん以上となった場合は、通帳利用者に景品を交付する。

景品を交換した月は、交換済みであることがわかるように通帳に記載を行う。

景品の交換は、「今月の獲得ポイント」の当該月の翌々月の月末までとする。

6 景品の提供について

要領第1 条に規定する目的に賛同する企業に対し、景品の提供を募集する。

景品は、フレイル予防、健康寿命の延伸のため、通帳利用者の取り組みの促進を図るものとし、募集要項を別途定める。

7 その他

継続的に通帳を利用・活用している通帳利用者に対し、概ね半年に一度表彰を行う。

表彰対象者については、都度定める。